○内閣府、総務省、経済産業省、令第二号

株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百四十一号）の施行に伴い、株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年五月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社企業再生支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第一条第三項第一号」を「第一条第四項第一号」に改め、同条第二項中「第一条第四項」を「第一条第五項」に改める。

附　則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年五月十四日）から施行する。